

(介護予防) 訪問看護 重要事項説明書

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別途「運営規程」に定め、訪問看護ステーションの看護師その他の従事者が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

訪問看護ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。また、ターミナルケアにおいては、心身及び精神状態を踏まえた上で利用者及び家族の意向に沿った看取りを支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 当事業所が提供するサービスについての苦情・相談窓口

	電話番号	担当
当事業所	075 (671) 2415	管理者 加藤 昌子
京都市	075 (213) 5871	介護ケア推進課
南区役所	075 (681) 3573	保険福祉センター健康長寿推進課
下京区役所	075 (371) 7228	保険福祉センター健康長寿推進課
京都府府国保連合会	075 (354) 9050	介護保険課

➤ ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

3. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

法人名及び事業所名称	医療法人財団医道会 十条訪問看護ステーション
所在地	京都市南区上鳥羽南唐戸町7番地 Kビル1階 表・中号
サービス及び指定番号	訪問看護/介護予防訪問看護 (2660590072)
サービスを提供する地域	京都市南区、下京区 (東は鴨川以西、西は桂川以東、南は伏見向日線、北は七条通)

➤ 上記以外の地域の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師等	看護師等	4名	1名	5名
理学療法士 作業療法士	理学療法士 作業療法士	0名	0名	0名

※ 管理者は看護師等と兼務(常勤兼任)

(3) サービス提供時間

月曜日～土曜日	8：30～17：00	
日曜・祝日	原則休業	年末・年始(12/30～1/3)を含む

- 緊急時訪問看護加算対象者の方は24時間対応いたします。
- 上記時間帯以外の場合は料金が異なります。

4. サービス内容

医師の指示のもと居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する「居宅サービス計画」又は介護予防支援事業所の担当者が作成する「介護予防プラン」に基づき、以下のサービスを提供いたします。

【在宅療養の援助】

- 病状のチェックと助言(血圧・体温・呼吸・脈拍など、心の健康、生活動作、病気の予防など)
- 身体の清潔のお世話、食生活の指導・援助、排泄のお世話
- 療養環境整備
- 寝たきり床ずれ予防のためのお世話、コミュニケーションの援助
- 慢性疾患の看護と療養生活の相談
- 医師の指示の医療処置(床ずれ・その他の創部の処置・留置カテーテルの管理等)
- 服薬指導・管理などの相談

【リハビリテーション】

- 住環境整備(家屋改造・改善等)
- 日常生活動作訓練(食事、排泄、移動、入浴など)

【介護相談】

- ・ 同法人の居宅介護支援事業所等とともにあらゆるご相談サービス利用のお手伝いをいたします。

5. 利用料

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、利用料として以下の料金を徴収いたします。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。また、公費を受給されている方は利用料を全額又は一部免除されます。

【料金表－基本料金・昼間－】(1回の訪問につき)

○介護予防訪問看護(要支援1～2)

看護師

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 20分未満	325円	649円	973円
<input type="checkbox"/> 30分未満	483円	965円	1,448円
<input type="checkbox"/> 30分～1時間	850円	1,699円	2,549円
<input type="checkbox"/> 1時間～1時間30分	1,167円	2,333円	3,499円

准看護師

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 20分未満	293円	585円	877円
<input type="checkbox"/> 30分未満	435円	869円	1,304円
<input type="checkbox"/> 30分～1時間	765円	1,530円	2,295円
<input type="checkbox"/> 1時間～1時間30分	1,050円	2,100円	3,149円

理学療法士

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションとし、看護職員の代行として訪問します。

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 1回	304円	608円	912円
<input type="checkbox"/> 2回	608円	1,216円	1,824円
<input type="checkbox"/> 3回	152円	304円	456円

(1回あたり20分)

○介護訪問看護(要介護1～5)

看護師

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 20分未満	336円	672円	1,008円
<input type="checkbox"/> 30分未満	504円	1,008円	1,512円
<input type="checkbox"/> 30分～1時間	881円	1,762円	2,642円
<input type="checkbox"/> 1時間～1時間30分	1,207円	2,414円	3,621円

准看護師

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 20分未満	303円	606円	909円
<input type="checkbox"/> 30分未満	454円	908円	1,361円
<input type="checkbox"/> 30分～1時間	793円	1,586円	2,379円
<input type="checkbox"/> 1時間～1時間30分	1,086円	2,172円	3,258円

理学療法士

理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションとし、看護職員の代行として訪問します。

	1割負担	2割負担	3割負担
<input type="checkbox"/> 1回	315円	629円	944円
<input type="checkbox"/> 2回	630円	1,259円	1,888円
<input type="checkbox"/> 3回	284円	567円	851円

(1回あたり20分)

(ア)基本利用料に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。

(イ)上記の料金設定の基本と異なる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、契約者の「居宅サービス計画」に定められた目安の時間を基準とします。

【料金表－加算－】

(1回につき)

	1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (I)	7円	13円	20円	勤続7年以上の看護職員が常勤換算にて30%以上配置されていること等
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 (II)	4円	7円	10円	勤続3年以上の看護職員が常勤換算にて30%以上配置されていること等
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護実施加算 (30分未満)	272円	544円	816円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行ったとき
<input type="checkbox"/> 複数名訪問看護実施加算 (30分以上1時間未満)	431円	861円	1291円	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して訪問看護を行ったとき
<input type="checkbox"/> 長時間訪問看護加算 (1時間30分以上)	321円	642円	963円	特別管理加算の対象者に対して1回の時間が1時間30分を超える場合

(月1回)

	1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算 (I)	642円	1284円	1926円	(1) 契約者の同意を得て、契約者又はその家族等に対して当該基準より24時間連絡・訪問体制をとり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合(訪問看護契約書:第13条第2項) (2) 24時間連絡体制を充実させるため、看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されている場合
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算 (II)	615円	1229円	1843円	契約者の同意を得て、契約者又はその家族等に対して当該基準より24時間連絡・訪問体制をとり、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合(訪問看護契約書:第13条第2項)
<input type="checkbox"/> 特別管理加算 (I)	535円	1070円	1605円	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とされる方
<input type="checkbox"/> 特別管理加算 (II)	268円	535円	803円	厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な管理を必要とされる方

<input type="checkbox"/>	専門管理加算	268円	535円	803円	専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
<input type="checkbox"/>	看護・介護職員連携強化加算	268円	535円	803円	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な方に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算(Ⅰ)	589円	1177円	1766円	介護訪問看護(要介護1~5)医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算(Ⅱ)	214円	428円	642円	介護訪問看護(要介護1~5)医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合
<input type="checkbox"/>	看護体制強化加算	107円	214円	321円	介護予防訪問看護(要支援1~2)医療ニーズの高い利用者への訪問看護の提供体制を強化した場合
<input type="checkbox"/>	口腔連携強化加算	54円	107円	161円	歯科専門職と連携し口腔衛生状態や口腔機能の評価を行い、歯科医療機関等へ情報提供する場合

(その他)

		1割負担	2割負担	3割負担	
<input type="checkbox"/>	退院時共同指導加算	642円	1284円	1926円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院・入所中の方に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合
<input type="checkbox"/>	初回加算(Ⅰ)	375円	749円	1124円	新規に訪問看護契約書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/>	初回加算(Ⅱ)	321円	642円	963円	新規に訪問看護契約書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日の翌日以降に指定訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合
<input type="checkbox"/>	ターミナルケア加算	2675円	5350円	8025円	亡くなられた利用者に対し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上にターミナルケアを行った場合、当該者の死亡月につき加算する。※亡くなられた場所は問わない(自宅、病院等)
<input type="checkbox"/>	遠隔死亡診断補助加算	161円	321円	482円	在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、情報機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（要介護1～5）

		1割負担	2割負担	3割負担
□要介護1～4	2961単位	3,169円	6,337円	9,505円
□要介護5	3761単位	4,025円	8,049円	12,073円

（月1回）

		1割負担	2割負担	3割負担	
□	サービス提供体制強化加算（Ⅰ2）	54円	107円	161円	勤続7年以上の看護職員が常勤換算にて30%以上配置されていること等
□	サービス提供体制強化加算（Ⅱ2）	27円	54円	81円	勤続3年以上の看護職員が常勤換算にて30%以上配置されていること等

* 月途中からの利用開始や月途中での利用中止の場合、日割り日額に乗じた利用料となります。

* 准看護師による訪問が1回でもある場合、98%乗じた金額になります。

（2）交通費

3.（1）に定めるサービスを提供する地域以外の方は、公共の交通機関利用相当の実費を徴収致します。

（3）その他

- ・ 死後の処置を行った場合、12,100円（税込み）徴収いたします。
- ・ 契約者は、居宅においてサービス従業者が、サービスを実施するために使用する水道、ガス、電気等の費用を負担します（訪問看護契約書：第6条第4項）。
- ・ 料金のお支払い方法
事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、原則、翌月の最初の訪問時に手渡します（訪問看護契約書：第6条第2項）。
お支払い方法は、銀行振り込み、現金集金、口座引き落としの3通りの中からご契約の際に確認いたします。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、居宅介護支援事業所に連絡をいたします。

主治医	氏名	十条武田リハビリテーション病院 濱川慶之 Dr
	連絡先	075-671-2351
ご家族	氏名	
	連絡先	
居宅介護支援事業所又は 介護予防支援事業所	氏名	居宅介護支援事業所りんく 吉田 CM
	連絡先	075-748-6490

7. 料金等の変更があった場合、直ちに新たな【重要事項説明書】を作成し、お互い取り交わします。

8. 個人情報の利用目的について

当事業所において利用者の個人情報の使用目的は以下のとおりです。

- ① 当該事業所が利用者等に提供するサービス
- ② 業務の維持・改善のための資料
- ③ 学生の実習への協力
- ④ 介護保険業務
- ⑤ 業務上必要な行政への対応
- ⑥ ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応
- ⑦ 損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出
- ⑧ 当該事業所からの案内
- ⑨ 第三者評価及び外部監査

9. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、以下の措置を講じます。

- ・ 虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する会議を行うとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するとともに、措置を適切に実施するための担当者を置くものとします。
- ・ 事業所は、サービス提供中に当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

10. 身体拘束の禁止

事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等、記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。

2 事業所は従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。

11. ハラスメントについて

適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場内及び訪問先において従業者に対する各種ハラスメント（優越的な地位または関係を用いたり、拒否、回避が困難な状況下で

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす行為（回避して危害を免れた場合も含む）
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり貶めたりする行為
- (3) 意に沿わない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為等の防止の為に必要な措置を講じるものとする。

12. 感染症対策・業務継続に向けた取り組み

事業所は、感染症や災害が発生した場合でも必要な訪問看護を継続的に提供できる体制確保に努める。

13. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、府・市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。別途処理要項を定める。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行なうものとする。

14. 利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行います。

【省令改正、通知改正】

ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

15. この説明書の内容は令和6年6月1日より適用いたします

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、契約者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所

(所在地) 京都市南区上鳥羽南唐戸町7番地 Kビル1階 表・中号

(名称) 十条訪問看護ステーション

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護について重要事項の説明を受け、同意をし、受領しました。

契約者

(住所) 京都市南区唐橋琵琶町37-2 エステート琵琶ハイツ201

(氏名)

(代理人)

(住所)

(氏名)

個人情報の使用に関する同意書

私と医療法人財団医道会との間で令和 7 年 8 月 25 日に締結した、訪問看護に関する契約書第 11 条の秘密保持に関し、以下のとおり私及び家族の個人情報を契約の有効期間中用いることに同意いたします。

1. 利用期間

訪問看護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

重要事項説明書 8 に定めた他、以下の内容について利用させていただきます

- 1) 利用者に関わる訪問看護計画書を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
- 2) 医療機関（主治医を含む）、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため
- 3) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
- 4) その他サービス提供で必要な場合
- 5) 上記の各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

- 1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外、決して利用しません。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- 2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

住 所 京都市南区唐橋琵琶町 37-2 エステート琵琶ハイツ 201

氏 名

利用者代理人（続柄： ）

住 所

氏 名

利用者の家族等の代表者（自署）（続柄： ）

利用者に適切なサービスを提供する為に必要となる利用者の家族等の個人情報について関係事業者提供・共有することに同意します。

住 所

氏 名

十条訪問看護ステーション

緊急時訪問看護加算同意書

私と医療法人財団医道会との間で訪問看護契約書第13条第2項の緊急時の対応に関し、当事業所より必要性について重要事項説明書に基づき、説明を受けましたので同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所 京都市南区唐橋琵琶町 37-2 エステート琵琶ハイツ 201

氏 名

家 族

住 所

氏 名

家 族

住 所

氏 名

(利用者代理人)

住 所

氏 名